官報告

法　　務

判決

令和５年（オ）第３６０号、同年（受）第４４５号地位確認等請求事件について、令和８年２月18日大法廷において次のような判決があった。（最高裁判所）

令和５年（オ）第３６０号
令和５年（受）第４４５号

判　　決

当事者の表示　別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の名古屋高等裁判所令和３年（ネ）第８３３号、同４年（ネ）第１８２号地位確認等請求控訴、同附帯控訴事件について、同裁判所が令和４年11月15日に言い渡した判決に対し、上告人から上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり判決する。

主　　文

１　原判決中上告人敗訴部分を破棄する。
２　第１審判決中上告人敗訴部分を取り消す。
３　前項の取消部分に関する被上告人の請求をいずれも棄却する。
４　第１項の破棄部分に関する被上告人の附帯控訴を棄却する。
５　訴訟の総費用は被上告人の負担とする。

理　　由

上告代理人春名茂ほかの上告理由及び上告受理申立て理由（ただし、排除されたものを除く。）について

第１　事案の概要

１　令和元年法律第37号（成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律。以下「一括整備法」という。）による改正前の警備業法14条、３条１号の規定は、被保佐人であることを警備員の欠格事由の一つとして定めていた（以下、上記規定のうち被保佐人であることを警備員の欠格事由として定めた部分を「本件規定」という。）が、同改正により、本件規定は削除された。

被上告人は、軽度の知的障害を有し、警備業を営む会社との間の雇用契約に基づき、警備員として交通誘導に係る警備業務に従事していたが、平成29年３月、被上告人についての保佐開始の審判が確定した。これに伴い、警備業法上の警備員の欠格事由の発生を解除条件としていた上記雇用契約は終了し、被上告人は、上記会社を退職した（以下、この退職の時点を「本件退職時点」という。）。

本件は、被上告人が、本件規定は憲法22条１項及び14条１項に違反し、国会が本件退職時点までに本件規定を改廃する立法措置をとらなかったこと（以下「本件立法不作為」という。）は違法であるなどと主張して、上告人に対し、国家賠償法１条１項に基づき、慰謝料の支払を求める事案である。

２　関係法令の定めは、次のとおりである。

⑴　警備業法２条１項は、「警備業務」とは、事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（１号）、人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（２号）、運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（３号）及び人の身体に対する危害の発生を、その身辺において警戒し、防止する業務（４号）のいずれかに該当する業務であって、他人の需要に応じて行うものをいう旨を定めている。

同条４項は、「警備員」とは、警備業者の使用人その他の従業者で警備業務に従事するものをいう旨を定めている。

⑵　警備業法14条（平成16年法律第50号による改正前は７条）は、18歳未満の者又は３条１号から７号までのいずれかに該当する者は警備員となってはならない旨を定め（１項）、警備業者は14条１項に規定する者を警備業務に従事させてはならない旨を定めている（２項）。また、同法３条柱書きは、同条各号のいずれかに該当する者は警備業を営んではならない旨を定めている。

一括整備法による改正前の警備業法３条１号は、成年被後見人又は被保佐人（以下、併せて「成年被後見人等」という。）等を掲げていた。

３　原審の適法に確定した事実関係等の概要（公知の事実を含む。）は、次のとおりである。

⑴　警備業法の制定及び改正の経緯等

ア　昭和47年以前は、警備業に対して特段の法的規制はされていなかったが、警備業者の増加に伴い、警備先における警備員による窃盗や暴行等の事案が発生していたことを受け、同年７月、警備業務の実施の適正を図ることを目的として、警備業法が制定された（同年法律第117号）。

その後、警備業は活動領域を拡大させた一方、警備業者による法令違反、警備員の非行等の問題が多発し、警備業務に対する社会的信頼の確保が喫緊の課題となったことを受け、不適格業者の排除、警備員の非行・不祥事の防止、警備員の質的向上を図るため、昭和57年７月、警備業法の改正（同年法律第67号。以下「昭和57年改正」という。）がされた。昭和57年改正により、警備員の欠格事由（７条）として、禁治産者又は準禁治産者（３条１号）及び精神病者（同条５号）等が掲げられた（以下、昭和57年改正後の同法７条、３条１号の規定のうち準禁治産者であることを警備員の欠格事由として定めた部分を「本件前身規定」という。）。

イ　平成11年12月、成年後見制度を導入することを内容とする民法の改正（同年法律第149号。以下「平成11年民法改正」という。）等がされたことに伴い、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（同年法律第151号。以下「平成11年整備法」という。）による警備業法の改正がされ、３条１号の「禁治産者若しくは準禁治産者」の文言が「成年被後見人若しくは被保佐人」に改められた。

平成11年整備法による関係法律の改正前は、禁治産者又は準禁治産者であることを欠格事由とする規定が150余（準用規定を含まない。以下同じ。）存在したが、同改正により、そのうち公的な機関による選任及び罷免・解任等の個別的な能力審査の手続が整備されている法律に設けられた40余が削除され、残りの110余は成年被後見人等であることを欠格事由とする規定（以下「成年被後見人等に係る欠格条項」という。）に改められた。参議院法務委員会において平成11年整備法に係る法律案が可決された際には、政府等は、新たな成年後見制度の実施に当たり、残された成年被後見人等に係る欠格条項について更なる見直しを行うこと等について格段の努力をすべきである旨の附帯決議がされた。

ウ　内閣府に設置された障害者施策推進本部は、平成11年８月の決定「障害者に係る欠格条項の見直しについて」（以下「平成11年決定」という。）において、資格、免許又は業の許可等の欠格事由として障害者を表す身体又は精神の障害自体を掲げるなどする法令の規定の見直しを行うこととしたが、本件前身規定を含む禁治産者又は準禁治産者であることを欠格事由とする規定は、見直しの対象とはしなかった。

平成11年決定において、精神病者であることを警備員等の欠格事由とする警備業法の規定が見直しの対象とされたこと等を受け、平成14年11月、同法の改正（同年法律第108号。以下「平成14年改正」という。）がされた。平成14年改正により、同法３条５号の規定のうち精神病者であることを欠格事由とする部分が削除されるとともに、同条７号において、心身の障害により警備業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるものであることを欠格事由とする規定が設けられた（以下、同号に該当する者であることを警備員の欠格事由とする同法７条（平成16年法律第50号による改正後は同法14条）、３条７号の規定を「７号規定」という。）。また、平成15年３月、警備業の要件に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第１号。以下「規則」という。）の改正（平成15年国家公安委員会規則第２号）がされ、規則３条１項において、同法３条７号の国家公安委員会規則で定める者は精神機能の障害により警備業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする旨が定められた。

エ　警察庁が公表した警備業者当たりの警備員数の分布の統計によれば、昭和56年６月末時点においては、警備員数100人以下の警備業者が全体の約93％、警備員数10人以下の警備業者が全体の約45％を占め、平成29年末時点においては、警備員数100人未満の警備業者が全体の約90％、警備員数10人未満の警備業者が全体の約35％を占めており、いずれの時点においても中小零細の企業が占める割合が高かった。

⑵　障害者の権利に関する条約の批准及び国内法の整備等の経緯

ア　平成18年12月、国際連合総会において、障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）が採択され、我が国は、平成19年９月、これに署名した。